

厚生労働科学研究 「がんの臨床的特性の分子基盤に関する 研究事業」 事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審 査 項 目 | 配 点 (満点) | 採 点 | 備 考 |
|--|-------------|-----|-----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「がんの臨床的特性の分子基盤に関する研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「遺伝情報や感染の有無、疾病罹患、喫煙、食生活、運動等の生活習慣、職住環境等による個人の発がんリスクの同定と層別化・個別化をめざした研究事業」 事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審 査 項 目 | 配 点 (満点) | 採 点 | 備 考 |
|--|-------------|-----|-----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。

- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「遺伝情報や感染の有無、疾病罹患、喫煙、食生活、運動等の生活習慣、職住環境等による個人の発がんリスクの同定と層別化・個別化をめざした研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「個人の発がんリスクに応じたリスク低減

手法の開発に関する研究事業」事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・間接的な波及効果などが期待できるか ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究期間の目標が明確か ・実現可能な研究であるか ・研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「個人の発がんリスクに応じたリスク低減手法の開発に関する研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「検診への導入をめざした診断技術の開発

に関する研究事業」事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・間接的な波及効果などが期待できるか ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究期間の目標が明確か ・実現可能な研究であるか ・研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
 - ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
 - ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
 - ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。
3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「検診への導入をめざした診断技術の開発に関する研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「がんの予防法や新たな検診手法の実用化

をめざした大規模疫学研究事業」事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「がんの予防法や新たな検診手法の実用化をめざした大規模疫学研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「革新的がん診断・治療の実用化に関する 非臨床研究事業」 事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「革新的がん診断・治療の実用化に関する非臨床研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「日本発の革新的がん診断・治療の実用化 に関する臨床研究、及び実用化に関する臨床研究等の実施計画 (プロトコール) 作成研究事業」 事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審 査 項 目 | 配 点 (満点) | 採 点 | 備 考 |
|--|-------------|-----|-----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。

- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「日本発の革新的がん診断・治療の実用化に関する臨床研究、及び実用化に関する臨床研究等の実施計画（プロトコール）作成研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「革新的がん診断・治療の適応拡大をめざした臨床研究、及び臨床研究等の実施計画（プロトコール）作成研究事業」 事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____ 提案者所属機関及び役職 _____

| 審 査 項 目 | 配 点 (満点) | 採 点 | 備 考 |
|--|-------------|-----|-----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10 点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。

- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「革新的がん診断・治療の適応拡大をめざした臨床研究、及び臨床研究等の実施計画（プロトコール）作成研究」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「薬物動態学/薬力学に基づく効果的ながん

治療薬の投与に関する研究事業」事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「薬物動態学/薬力学に基づく効果的ながん治療薬の投与に関する研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「がんの早期診断に資する技術開発に関する研究事業」 事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「がんの早期診断に資する技術開発に関する研究事業」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「がんの臨床的特性の分子基盤に関する

研究事業（若手育成型）」事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・ 間接的な波及効果などが期待できるか ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究期間の目標が明確か ・ 実現可能な研究であるか ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「がんの臨床的特性の分子基盤に関する研究事業（若手育成型）」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。

厚生労働科学研究 「遺伝情報や感染の有無、疾病罹患、喫煙、食生活、運動等の生活習慣、職住環境等による個人の発がんリスクの同定と層別化・個別化をめざした研究事業（若手育成型）」

事前評価票

委員名 _____

提案者名 _____

提案者所属機関及び役職 _____

| 審査項目 | 配点 (満点) | 採点 | 備考 |
|--|------------|----|----|
| 1. 行政的な観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 政策等への活用（公的研究としての意義）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性 ・間接的な波及効果などが期待できるか ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか ・社会的・経済的効果が高い研究であるか <p>イ 行政的緊急性</p> | | | |
| 2. 専門的・学術的観点からの評価 | 10点 | 点 | |
| <p>ア 研究の厚生労働科学分野における重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか <p>イ 研究の厚生労働科学分野における発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に寄与するか <p>ウ 研究の独創性・新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究内容が独創性・新規性を有しているか <p>エ 研究目標の実現性・効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究期間の目標が明確か ・実現可能な研究であるか ・研究が効率的に実施される見込みがあるか <p>オ 研究者の資質、施設の能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか。 ・疫学・生物統計学の専門家が関与しているか | | | |

評価は以下の6段階評価で評点を付けることとする。

10～9点：特に優れている、8～7点：優れている、6～5点：良好(又は適当)、4～3点：やや劣っている、2～1点：劣っている、0点：特に劣っている

3. 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価

- ・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか。
- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか。
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか。

4. 総合的に勘定すべき事項

- ・いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- ・研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ・これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- ・申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

3. 及び4. の観点を考慮の上、「専門的・学術的観点」及び「行政的観点」から評価点を付けることとする。

| |
|------|
| 総合評価 |
| /20 |
| 点 |

評価委員のコメント

| |
|--------------------------------|
| 評価できる点、推進すべき点 |
| 疑問点、改善すべき点、その他助言等 |
| 倫理性について改善を要する点(ある場合に、記入してください) |

総合表点数 6 割以上を採択の対象とする

本評価票は、「平成 26 年度「遺伝情報や感染の有無、疾病罹患、喫煙、食生活、運動等の生活習慣、職住環境等による個人の発がんリスクの同定と層別化・個別化をめざした研究事業（若手育成型）」に係る企画書等審査基準及び採点表」として併用する。